

田原臨海企業懇話会防災部会設置推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原臨海企業懇話会会則第3条及び第4条に基づき、田原臨海企業懇話会の防災活動が、より効率的かつ効果的に推進するために設置する田原臨海企業懇話会防災部会（以下「防災部会」という。）の設置及び組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 防災部会は、各ブロック（田原市臨海地区避難ルートマップ上に記されたA・B・C・Dブロック）の代表者（以下「ブロック幹事」という。）をもって組織する。

2 ブロック幹事は、そのブロック内における規模、立地特性等を考慮し、別表に定めるとおりとする。

(運営)

第3条 防災部会は、必要に応じ開催するものとする。

(事業)

第4条 防災部会は、田原臨海地域に立地する各事業所の防災力の向上、及び田原臨海企業懇話会全体の防災力の向上が図られるように、次の事業を企画し、その実施については田原臨海企業懇話会の事業として行う。

- (1) 防災意識の普及に関すること
- (2) 防災訓練に関すること
- (3) 避難場所の選定及び改善に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

(ブロック幹事の役割)

第5条 ブロック幹事は、第4条に定める事業の推進のほか、次の役割を持つ。

- (1) 災害時におけるブロック内の事業所の統括及び平常時における情報共有
- (2) 災害対策本部からの情報伝達及び情報収集
- (3) 避難時における避難ルートの選択・指示
- (4) その他必要な事項

(庶務)

第6条 防災部会の庶務は、田原市政策推進部企業立地推進室にて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議運営等に必要な事項は、その都度協議して行う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

【ブロック幹事】

区 分	ブロック幹事	備 考
Aブロック	愛知海運産業(株)	27 社
Bブロック	トヨタ自動車(株)田原工場	13 社
Cブロック	アイシン・エイ・ダブリュ(株)田原工場	11 社
Dブロック	東京製鐵(株)田原工場	6 社

[参考]

【田原市企業防災情報伝達・収集体制】

